

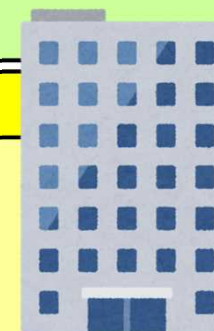
法定点検等の実施

官公法・建基法の点検（P 1 / 8）

官公法・建基法の点検とは？

「官公庁施設の建設等に関する法律」（官公法）及び、「建築基準法」（建基法）で規定されている、建築物等（敷地含む）、昇降機、建築設備、防火設備について、損傷・腐食その他の劣化状況などの点検を行うもので、施設にとって**安全性を確保する上でも非常に重要な点検**です。

一般的に「建築物等の１２条点検」とも言われ、建築物の点検の基本となっています。



①官公法と建基法の関係は？

「官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）」と「建築基準法（建基法）」は別の法律ですが、点検に関しては、**官公法では建基法では対象とならない規模の施設についても点検が規定**（点検の内容としては、建基法に近い内容となっており、一部点検項目の除外（項目がないもの）がある。）されています。

建基法、官公法共に第１２条に点検が規定されており、一般的に「１２条点検」と呼ばれています。

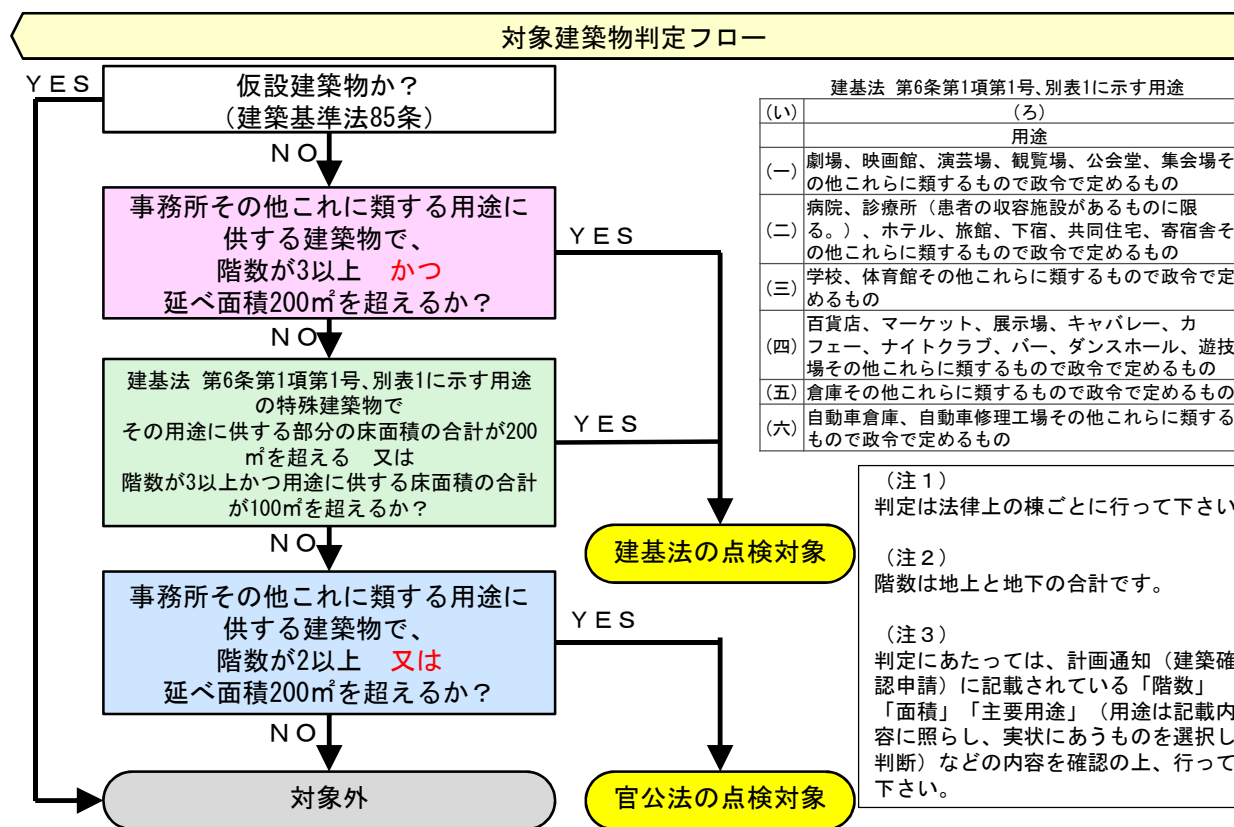
法律	法律の適用	点検の対象	点検の内容
建基法	民間も含めた全ての建築物に適用	用途に応じて一定の規模以上の建築物が対象	告示により規定
官公法	国家機関の建築物に適用	建基法に該当しない小規模な建築物に対して適用（但し、一定の規模以上）	建基法とは別の告示にて規定（内容は近い。）

※昇降機は、建築基準法でのみ規定されており、建築物の規模にかかわらず、設置されていれば対象。

✖️

【建基法】 事務所等で 階数が3以上かつ延べ面積200㎡を超える 建築物 又は、
特殊建築物で 用途に供する面積が200㎡を超える 又は
階数が3以上かつ用途に供する床面積の合計が100㎡を超える 建築物
(※特殊建築物：建基法 第6条第1項第1号 別表1に示す 共同住宅、倉庫、車庫、病院等)

【官公法】 事務所等で 階数が2以上 又は 延べ面積 200㎡を超える 建築物（※建基法に該当しない建築物も対象）



✖️

点検周期は建基法、官公法ともに、下表のとおり、**建築物等は3年以内毎、昇降機、建築設備、防火設備は1年以内毎**にとされています。

※1 外壁にタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等が使用されている場合は、10年を超えかつ3年以内の時期に全面打診等の点検を行う必要がある。

※2 建基法では、国土交通大臣が定める項目については3年以内毎

建築物の完成時より点検を行う周期を示すと下表のようになります。

[illegible]

法定点検等の実施

官公法・建基法の点検（P 4 / 8）



④点検の具体的項目や方法の規定は？

具体的な**点検内容、方法等**については、**建基法、官公法共に告示**により「項目」毎に「方法」「判定基準」が規定されています。

【点検項目、方法、判定基準を定めた告示】		
項目	<建基法>	<官公法>
建築物の敷地及び構造	平成20年国土交通省告示第282号 (建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件)	平成20年国土交通省告示第1350号 (国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法および結果の判定基準を定める件)
昇降機	平成20年国土交通省告示第283号 (昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件)	無し
昇降機以外の建築設備	平成20年国土交通省告示第285号 (建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件)	平成20年国土交通省告示第1351号 (国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件)
防火設備	平成28年国土交通省告示第723号 (防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件)	

例えば、建築物の地盤と敷地はH20告示282号の別表で以下のように規定されている。

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
敷地及び	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
		建築物基礎	敷地内の道路の状況	目視により確認する。	敷地内の道路が破損していること。

官公法・建基法の点検（P 5 / 8）



⑤点検対象の項目には具体的にどんなものがあるか？

告示で示されている具体的な点検項目には、以下のようなものがあります。建築物については全般となりますが、建築設備については、特定の設備が対象（主に法的に設けられた設備）となります。

建築基準法の告示による点検項目と部位の概要

種別	項目	部位の概要
建築物の敷地及び構造	敷地及び地盤	地盤・敷地・通路・塀・擁壁
	建築物の外部	基礎・木造の土台・外壁
	屋上及び屋根	屋上面・屋上周り・屋根・機器・工作物
	建築物の内部	防火区画・壁・床・天井・防火設備・照明・懸垂物・居室の採光及び換気・石綿を添加した建築材
	避難施設等	通路・廊下・出入口・屋上広場・避難上有効なバルコニー・階段・排煙設備等・その他の設備
	その他	特殊な構造・避雷設備・煙突
昇降機	ロープ式エレベーター	共通・かご上
	油圧式エレベーター	共通・かご上
	段差解消機	駆動装置・最上階出し入れ口
昇降機以外の建築設備	換気設備	法令に基づき設けられた居室の換気設備、防火ダンパー・換気設備を設けるべき調理室等の換気設備
	排煙設備	法令に基づき設けられた排煙機、排煙口、給気口
	照明装置（非常用照明）	法令に基づき設けられた非常用の照明器具及びその予備電源等
	給排水設備	飲料用の給水設備・排水設備
防火設備	防火扉	防火扉・連動機構・総合的作動状況
	防火シャッター	防火シャッター・連動機構・総合的作動状況
	耐火クロススクリーン	耐火クロススクリーン・連動機構・総合的作動状況
	ドレンチャー等	ドレンチャー等・連動機構・総合的作動状況

建築物及び敷地について、全体的に点検項目があり、対象部位が無い建築物はありません。



給排水設備以外は、基本的に法令に基づき設けられた設備が対象です。



感知器に連動して動作する対象の防火設備があれば対象となります。



法定点検等の実施

官公法・建基法の点検（P 6 / 8）



⑥点検者に必要な資格は？

点検に必要な資格は、建基法（及び告示）で規定されており、官公法は建基法に同等の規定となっています。資格は下表のとおり、**一級・二級建築士又は、各種検査員等の資格者証を有している者**となります。

建築物の敷地及び構造	一級建築士	二級建築士	特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（※）
昇降機			昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者（※）
昇降機以外の建築設備			建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（※）
防火設備			防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（※）

（※）国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者は、申請により資格者証の交付を受けることで定期点検を行うことができます。（点検することができる建築物又は建築設備等は、申請者の所属する組織が所有するもので、建築基準法施行令に定める特殊なものを除きます。）詳しくは、下記をご確認ください。

- 平成28年国土交通省告示483号「建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件」
- 平成28年3月10日付け 事務連絡（国土交通省 住宅局 建築指導課長から中央官庁営繕担当課長等あて）
「建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」
- 平成28年6月1日付け 事務連絡（国土交通省 住宅局 建築指導課長から中央官庁営繕担当課長等あて）
「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて」

官公法・建基法の点検 (P 7 / 8)



⑦点検結果の記録様式や報告義務は？

国等の建築物については、特定行政庁にたいして点検の定期報告の義務はありませんが、点検結果の記録については、**定期報告で使用される様式に相当する様式で記録する事が妥当**です。

(※様式については、(財)建築保全センター発行の「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(令和3年版)」に”「点検」の結果の記録様式」として掲載されています。)

建築物の敷地及び構造の点検記録様式（例）

点検様式1-1	定期点検記録（敷地および構造）	
（第一面）		
建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果は以下のとおりです。この記録に記載の事項は、事実と相違ありません。		
平成 年 月 日		
点検者氏名	印	
[1. 対象建築物] [イ. 所在地] [ロ. 名称のフリガナ] [ハ. 名称] [ニ. 用途]		
[2. 管理者] [イ. 氏名のフリガナ] [ロ. 氏名] [ハ. 郵便番号] [ニ. 住所] [ホ. 電話番号]		
様式1-1（第一面～四面）		
建築基準適合判定資格者	第 号	号
第一面：対象建築物点検者の概要 第二面：建築物及びその敷地に関する事項 第三面：点検等の概要 第四面：建築物等に係る不具合等の状況		
[イ. 資格等] () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録調査資格者講習を修了した者 第 号 国土交通省告示第572号による資格者 () [ロ. 氏名のフリガナ] [ハ. 氏名] [イ. 所属又は勤務先] () 知事登録第 号 () 建築士事務所 [ホ. 郵便番号] [ヘ. 所在地] [ト. 電話番号]		
[4. 点検による指摘の概要] [イ. 指摘の内容] ☐ 要是正の指摘あり ☐ 既存不適格 ☐ 指摘なし [ロ. 指摘の概要] [ハ. 改善予定の有無] ☐ 有（平成 年 月に改善予定） ☐ 無 [ニ. その他特記事項]		

点検様式1～2

点検記録表 (敷地及び構築)		点検の実施日 平成 年 月 日		
点検者	氏 名	所属又は勤務先	業 種	
	代表者となる点検者			
	その他の点検者			
番号	点 検 項 目	点検結果 指摘なし 要修正 取付不適合		備考
1	敷地及び地盤			
(11)	地盤	地盤の低下等による沈下、傾斜等の状況		
(12)	地盤	地盤内の地質状況		
(13)	地盤	地盤内の透水性の状況		
(14)	敷地内の道路	防空壕周辺の地盤の状況		
(15)	敷地内の道路	敷地内の道路の土壌の状況		
(16)	地	地盤面の増又は減積(コンクリートブロック造の壁等の倒壊等の状況)		
(17)	地	地盤面の増又は減積(コンクリートブロック造の壁等の倒壊等の状況及び隣家の状況)		
(18)	地盤	地盤の劣化及び損傷の状況		
(19)	地盤	地盤の劣化及び損傷の状況		
2	建築物の地盤			
(21)	基礎	基礎の沈下等の状況		
(22)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況		
(23)	土台 (土留め等を含む。)	土台の沈下等の状況		
(24)	土台 (土留め等を含む。)			
(25)				
(26)				
(27)				
(28)				
(29)				
(30)				
(31)				
(32)				
(33)				
(34)				
(35)				
(36)				
(37)				
(38)				
(39)				
(40)				
(41)				
(42)				
(43)				
(44)				
(45)				
(46)				
(47)				
(48)				
(49)				
(50)				
(51)				
(52)				
(53)				
(54)				
(55)				
(56)				
(57)				
(58)				
(59)				
(60)				
(61)				
(62)				
(63)				
(64)				
(65)				
(66)				
(67)				
(68)				
(69)				
(70)				
(71)				
(72)				
(73)				
(74)				
(75)				
(76)				
(77)				
(78)				
(79)				
(80)				
(81)				
(82)				
(83)				
(84)				
(85)				
(86)				
(87)				
(88)				
(89)				
(90)				
(91)				
(92)				
(93)				
(94)				
(95)				
(96)				
(97)				
(98)				
(99)				
(100)				
3	壁及び柱			
(101)	壁上面	壁上面の劣化及び損傷の状況		
(102)	壁上面	バタコウの劣化及び劣化及び損傷の状況		
(103)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(104)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(105)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(106)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(107)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(108)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(109)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(110)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(111)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(112)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(113)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(114)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(115)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(116)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(117)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(118)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(119)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(120)	壁上面 (壁上面等を含む。)	劣化等の劣化及び損傷の状況		
(121)	壁上面 (壁上面等			

点検票1-3

点検票(国) (点検結果等)

印刷

様式1-3 (点検結果図)

問題のあった箇所等の位置図

点検票様式1-4

問題等写真 (部位・構造)		点検結果
部位	点検項目等	点検結果 口要書き □その他の
写真撮影	問題事項	

様式1-4 (関係写真)

問題のあった箇所等の写真

点検票様式1-4

(注意)

[1] この書類は、点検の結果や要書きの記入を本書類ではなく関係写真について行ってください。また、写真や関係写真が撮影された箇所等について、点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票に記入してください。写真等の関係写真の撮影は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。

[2] 点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。また、点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。

[3] 点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。また、点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。

[4] 点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。また、点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。

[5] 点検票は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。また、点検票の様式1-3の要書きの記入は、点検票の様式1-3の要書きの記入と併せて行ってください。

法定点検等の実施

官公法・建基法の点検（P 8 / 8）



実施にあたっての留意点など

- ・ 外壁の種類によって、10年経過毎に全面打診調査が必要ですので注意しましょう。
- ・ エレベーターは専門業者の保守契約の内容に法定点検が含まれているか念のため確認しましょう。

外部委託 で点検を 実施する 場合

- ・ 発注仕様書に対象となる法律、告示項目などを明記しましょう。
（対象項目まで明記。難しい場合は、最低限、建築物等か建築設備かなどは明記。）
- ・ 発注仕様書に対象建築物の情報を可能な限り記載し、平面図等の図面も添付しましょう。
- ・ 点検者の資格、記録の提出についても明記しましょう。

職員で点 検を実施 する場合

- ・ 資格を申請し取得した上で、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」などの図書を参照し、内容を良く理解した上で実施しましょう。
- ・ 点検を行った場合、必ず記録を残すようにしましょう。



【関係する根拠法令等】

- | | |
|---|-------------------------|
| ・ 点検規定：【建基法】法第12条第2項、4項 | 【官公法】法第12条第1項、2項 |
| ・ 点検周期：【建基法】規則第5条の2、第6条の2 | 【官公法】規則第1条、第2条 |
| ・ 点検内容：【建基法】H20告示第282号、第283号、第285号/H28告示第723号 | 【官公法】H20告示第1350号、第1351号 |
| ・ 点検資格：【建基法】法第12条第2項、4項/規則第6条の5、6/H28告示第483号 | 【官公法】法第12条第1項、2項（建基法同等） |



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・ 「建築物の敷地及び構造」の点検は前年までの3年間に法定点検を実施している場合、点検実施状況は「している」を選択してください。
- ・ 竣工後6年以内（建築設備にあっては2年以内）は、点検実施状況は「している」を選択してください。